

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年1月16日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	奥	澤	和	行

別紙

定例監査（保育所）の結果に関する報告

1 監査の対象施設及び所管部署

(1) 対象施設

大木保育園、音羽保育園

(2) 所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

令和4年4月1日～令和5年10月25日

3 監査の実施期間

令和5年8月10日～令和5年10月25日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 公金の取扱事務について
- オ 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- カ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【大木保育園】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

電磁的記録媒体（SDカード）の管理において、職員が外部へ持ち出す場合、使用簿へ記載することとする手続きを行っていたが、管理者の許可を明確にするものではなかった。そのため、豊川市情報セキュリティポリシーの規定にしたがい、管理者の許可が明確に分かるような手続きにするよう検討されたい。

【音羽保育園】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

電磁的記録媒体（SDカード）の管理において、職員が外部へ持ち出す場合、使用簿へ記載することとする手続きを行っていたが、管理者の許可を明確にするものではなかった。また、印刷業者へ預ける際、預かり証等の徴取をしていなかった。そのため、豊川市情報セキュリティポリシーの規定にしたがい、管理者の許可が明確に分かるような手続きにするよう検討するとともに、外部使用の際の安全対策を検討されたい。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

電磁的記録媒体（SDカード）の管理において、職員が外部へ持ち出す場合、使用簿へ記載することとする手続きを行っていたが、管理者の許可を明確にするものではなかった。そのため、豊川市情報セキュリティポリシーの規定にしたがい、管理者の許可が明確に分かるような手続きにするとともに、外部使用の際の安全対策、市内全保育所に対し、統一的な管理となるよう検討されたい。